

議案第 9 2 号

飯能市印鑑条例の一部を改正する条例（案）

飯能市印鑑条例（昭和 5 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「前項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項を登録する」を「前項に規定する」に、「調整することができる」を「調製する」に改める。

第 1 5 条中「（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）」を削る。

第 1 6 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録交付申請書に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下同じ。）を添えて、市長に申請することができる。この場合において、印鑑登録者は、市長が指定する電子計算機に暗証番号を自ら入力しなければならない。

第 1 8 条中「印鑑登録の証明を受けようとする者」を「印鑑登録者」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を「個人番号カード」に、「同法第 1 6 条の 2 第 1 項」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 1 6 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

飯能市印鑑条例新旧対照表

改正後	改正前
(印鑑登録原票) 第7条 省略 2 <u>前項に規定する印鑑登録原票は、磁気ディスクをもって調製する。</u>	(印鑑登録原票) 第7条 省略 2 <u>前項第2号から第7号までに掲げる事項を登録する印鑑登録原票は、磁気ディスクをもって調整することができる。</u>
(印鑑登録の証明) 第15条 市長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項（登録番号及び登録年月日を除く。）の写しについて証明する。	(印鑑登録の証明) 第15条 市長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項（登録番号及び登録年月日を除く。）の写し（<u>印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。</u>）について証明する。
(印鑑登録証明の申請) 第16条 省略 2 <u>前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録交付申請書に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記</u>	(印鑑登録証明の申請) 第16条 省略

録されたものに限る。以下同じ。)を添えて、市長に申請することができる。この場合において、印鑑登録者は、市長が指定する電子計算機に暗証番号を自ら入力しなければならない。

(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)

第18条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード又は移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用して、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)

第18条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。))を使用して、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。